

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年2月26日

支出負担行為担当官 茨城労働局総務部長 河野 純伴

## 1 調達内容

### (1) 調達件名及び数量

平成26年度就職支援セミナーに係る業務委託

### (2) 調達件名の仕様等

就職支援セミナー仕様書（以下「仕様書」という。）による。

### (3) 履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

### (4) 履行期限

仕様書による。

### (5) 契約予定期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日

## 2 競争参加資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。

また、予決令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

(ア) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために

連合した者

(イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ウ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(エ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(オ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当

たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。

- (3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反の日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

- (4) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 本事業その他の就職支援に関する事業の適正かつ確実な履行が図られなかった者、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年4月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から第64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正を行った者、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分を受けた者等であり、それぞれの処分等の日から3年を経過しない者であって、本事業を実施する者として著しく不相当であると支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (6) 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）が(2)から(5)に該当しない等であるために本事業を実施する者として不相当であると、支出負担行為担当官が判断する者でないこと。
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数（その雇用する常用労働者の数に障害者雇用率（平成25年3月31日以前においては1.8%、平成25年4月1日以降においては2.0%）を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）をいう。）以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること。また、法定雇用障害者数に満たない事業主については、障害者の雇入れに関する計画を提出し、雇用改善を図っていると支出負担行為担当官が判断する者であること。なお、常用労働者数が平成25年3月31日以前においては56人未満、平成25年4月1日以降においては50人未満の事業主については、本要件は適用しない。
- (8) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (9) 入札に参加する時点で、平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「役務の提供等」でB、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (10) 就職支援に関する事業（必ずしも職業紹介事業の実績を要しない。）に係る実績を過去3年以上有する者であること。
- (11) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (12) 平成26年3月5日（水）17時00分までに、仕様書の内容を満たす企画書等を提出して入札参加申込を行い、その企画書等の内容から当該役務を履行できると支出負担行為担当官の判断を受けたものであること。また、開札後の茨城労働局職業安定部職業安定課及び公共職業安定所担当者との事前打合せに、事業担当者とともに、講師及び補助員等が出席できること。
- (13) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められるものであること。
- (14) 就職支援セミナーの講師については、キャリア・コンサルタント等の資格保持者として十分に専門的と認められる者又は企業の人事労務管理経験者等でこれと同等以上と認められる者等、就職支援の専門的な知識・経験を有する者であること。
- (15) 上記(14)の講師については、同日複数の場所で就職支援セミナーを開催することも考えられることから常時2名以上派遣出来る体制があること。

(16) 当該役務の提供にかかる迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ本契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む）を有すること。

### 3 入札事務に関する事項

#### (1) 契約条項を示す場所及び仕様書の交付場所

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎4階  
茨城労働局総務部総務課会計第二係 電話 029-224-6211

#### (2) 問い合わせ先（来局の際には事前に電話連絡すること）

（仕様書に関すること）

茨城労働局職業安定部職業安定課 電話 029-224-6218

（入札事務に関すること）

茨城労働局総務部総務課会計第二係 電話 029-224-6211

#### (3) 入札方法

本案件は紙入札のみで行う。

厚生労働省電子入札システムが平成26年3月より政府共通の電子調達システムへ移行するため、本案件については厚生労働省電子入札システムでは行わない。

#### (4) 仕様書の交付

入札仕様書の交付は、平成26年2月26日（水）から平成26年3月5日（水）17時00分までの間に茨城労働局総務部総務課にて手交する。

#### (5) 入札日時及び場所

平成26年3月13日（木）15時30分（開札は15時40分）

茨城県水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎2階会議室

#### (6) 入札参加申込期限及び場所

入札参加を希望する者は、平成26年2月26日（水）から平成26年3月5日（水）17時00分（厳守）までの間に「資格審査結果通知書」及び「企画書」及びテキストを茨城労働局総務部総務課会計第二係へ提出すること（郵送可）。

その際、2. の各項目を確認するため下記の書類を添付すること。また、支出負担行為担当官が下記の書類以外の提出を求めた場合は、支出負担行為担当官が指定する日時までに提出すること。

ア. 法令遵守に関する申出書、誓約書（別紙1及び別紙2）

イ. 社会保険、労働保険の保険料の直近2年間の領収書等の写し

ウ. 関係会社一覧表（別紙3）

エ. 一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書（様式35号又は様式37号）の写し及び入札時点の雇用状況が明らかになる書類（別紙4）並びに雇用率未達成の事業主については障害者の雇入れに関する計画書（別紙5）

オ. 暴力団等に該当しない旨の誓約書（別紙6）

カ. 事業者の就職支援に関する資料

※上記の別紙1～6については、電子メール又は郵送にて配布するので、入札参加を希望する者は、茨城労働局総務部総務課会計第二係(soumu-kaikeidaini08@mhlw.go.jp)あて電子メールにて請求すること。

なお、入札参加の可否については、「企画書」及び上記の各書類を審査したうえ、平成26年3月11日（火）までに通知することとする。

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告及び仕様書に定める書類、及び支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書等を指定する期限までに提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。また、入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札書の記載金額について

入札は、総価で行う。落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、上記（4）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した競争参加資格を有すると支出負担行為担当官が確認した者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) 入札参加者は、仕様書等を熟読し、内容承認の上、参加すること。

(10) その他

詳細は入札規則及び仕様書による。

## 法令の遵守に関する申出書

民間委託による就職支援セミナーに係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記 1 から 5 に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目 1 から 5 について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第 2 面に当該違反の概要を記載して下さい。

なお、下記要件に反することが判明した場合であっても、支出負担行為担当官判断により、入札参加資格が認められる場合があります。

- 1 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）（以下、「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）（以下「労働者派遣法」という。）第 6 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。また、その役員のうち同条第 1 号及び第 2 号に該当する者がいないこと。）がないこと。
- 2 関係会社が、平成 20 年度（※入札実施年度の 5 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）若しくは労働者派遣法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 3 関係会社が、平成 23 年度（※入札実施年度の 2 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。
- 4 入札参加事業者及び関係会社が、平成 22 年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条及び第 63 条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成 19 年 4 月 22 日以前については、改正前の雇用保険法第 62 条から第 64 条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正がないこと。
- 5 入札参加事業者及び関係会社が、平成 22 年度（※入札実施年度の 3 年度前）の入札日に相当する日以後、入札の日までに、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に定める不利益処分）を受けたことがないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

該当項目  (1から5を記入する)

該当する違反の内容 (具体的に記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

## 誓 約 書

民間委託による就職支援セミナーの一般競争入札に参加するに当たり、以下の事実と相違がないこと及び事実と相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。  
また、予決令第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。  
イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者  
ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  
ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうち同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- 3 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までには是正を完了しているものを除く。）
- 4 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。

支出負担行為担当官  
茨城労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印



障害者の雇用状況に関する報告書

民間委託による就職支援セミナーに係る一般競争入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づく障害者雇用状況報告書（平成 年6月1日現在）の写しを添付するとともに、平成 年 月 日（一般競争入札公告日）現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

茨城労働局 支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 殿

A 事業主	(ふりがな)		住所  (法人にあっては 主たる事業所の 所在地)	〒
	法人名称			
	(ふりがな)			
	氏名又は代表者氏名	記名押印又は署名		(TEL - - )
B 雇用の状況	1 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 $((イ)+(ロ) \times 0.5)$			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	2 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数			人
	(フ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 身体障害者の数 $((ホ) \times 2 + (ヘ) + (ト) + (フ) \times 0.5)$			人
	(ヌ) 重度知的障害者の数			人
	(ル) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数			人
	(リ) 重度知的障害者である 短時間労働者の数			人
	(ロ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数			人
	(ハ) 知的障害者の数 $((ヌ) \times 2 + (ル) + (リ) + (ロ) \times 0.5)$			人
	(三) 精神障害者の数			人
	(ク) 精神障害者である 短時間労働者の数			人
	(ク) 精神障害者の数 $((三) + (ク) \times 0.5)$			人
	3 計			
(2の(リ)+2の(ハ)+2の(ク))			人	
実雇用率				
$(3 / 1 \text{の} (ニ) \times 100)$			%	
身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 $(8 \text{の} (ニ) \times \text{法定雇用率} - 100)$				

障害者の雇入れに関する計画書

民間委託による就職支援セミナーに係る一般競争入札に参加するに当たり、下記の障害者の雇入れに関する計画に基づき、障害者の法定雇用率の達成に努めることを申し上げます。

平成 年 月 日  
茨城労働局支出負担行為担当官

茨城労働局総務部長 殿

A 事業主	記名押印又は署名 (ふりがな) 名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地・電話番号 〒 (TEL	B 計画の始期及び終期			
			始期 平成 年 月 日	終期 平成 年 月 日		
C 計画期間における労働者の雇入れ予定数及び各年末において見込まれる雇用の状況						
区分	計画の基礎とする雇用の状況 (調査年月日)	計画I年目 (始期 ~ 年末)		計画最終年 ( ~ 年末)		計画期間における雇入れ予定数の合計
		雇入れ予定数	年末において見込まれる雇用の状況	雇入れ予定数	計画終期において見込まれる雇用の状況	
① 常用雇用労働者の数	人	人	人	人	人	人
② 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人
③ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数	人	人	人	人	人	人
④ 実雇用率 (③ ÷ ② × 100)	%	%	%	%	%	%
⑤ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数	人	人	人	人	人	人
⑥ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇入れを予定する事業所の数	人	所	所	所	所	所

記載注意

- Bの「始期」は、当該入札の公告日の属する月の翌月の1日とすること。
- Cの「計画の基礎とする雇用の状況」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者の数等について、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。なお、その調査期日ではできない限り計画の始期に近い時点とすること。
- Cの「雇入れ予定数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者及び身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数を各年別に記載すること。
- ①欄及び②欄は、短時間労働者については、1人につき、労働者0.5人とみなして算定すること。
- ②欄は、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第2の除外率設定業種に掲げる業種に該当する場合には、当該事業所の常用雇用労働者に当該事業所の業種について定められた除外率を乗じて除外すべき常用雇用労働者を算出し(1人未満の端数は切り捨てる。)、これを合計した常用雇用労働者数を①欄の数から控除した数を記載すること。
- 「計画の基礎とする雇用の状況」の③欄に記載する障害者の数は、重度身体障害者又は重度知的障害者(短時間労働者は除く。)については、それぞれ1人につき身体障害者又は知的障害者2人とみなし、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である短時間労働者については、1人につき身体障害者又は精神障害者0.5人とみなして算定すること。
- ③欄及び⑤欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- ④欄の実雇用率は、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- ⑤欄は、②欄の数に障害者雇用率(平成25年3月31日以前においては1.8%、平成25年4月1日以後においては2.0%)を乗じて得た数(1人未満の端数は切り捨てる。)から③欄の数を控除した数を記載すること。
- Aの事業主氏名又は名称(法人にあっては名称及び代表者の氏名)については、記名押印又は自署による署名のいずれかとする。

※ この障害者の雇入れに関する計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第46条に規定する身体障害者又は知的障害者の雇入れに関する計画とは異なるものであり、入札参加資格を審査するために必要となるものである。

## 暴力団等に該当しない旨の誓約書

( 私 / 当社 ) は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

支出負担行為担当官  
茨城労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

※個人の場合は生年月日を記載すること。

※法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。